

下関市観光施設事業経営戦略

(令和3年度～令和12年度)



令和3年2月

下関市観光スポーツ文化部観光施設課

目次

第1章 観光施設事業の概要

- 1. 観光施設事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 観光施設事業を経理する会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 観光施設事業における特別会計の現状等・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 索道事業 下関市火の山ロープウェイ

- 1. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4. 投資・財政計画の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 休養宿泊事業 下関市営国民宿舎海峡ビューしものせき

- 1. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 2. 将来の事業環境等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 3. 経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 4. 投資・財政計画（収支計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 5. 公営事業として実施する必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 7. 民営化・民間譲渡の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 【別紙】経営比較分析表（令和元年度決算）・・・・・・・・・・・・ 1 6

第4章 休養宿泊事業 下関市営宿舍サングリーン菊川

1. 事業概要	17
2. 将来の事業環境	18
3. 経営の基本方針	18
4. 投資・財政計画（収支計画）	19
5. 公営事業として実施する必要性	19
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	20
7. 民営化・民間譲渡の検討	20
【別紙】経営比較分析表（令和元年度決算）	21

第5章 経営戦略の事後検証等

【別紙】投資・財政計画（収支計画）

・観光施設事業 投資・財政計画（収支計画）	24
・索道事業 投資・財政計画（収支計画）	26
・休養宿泊事業（下関市営国民宿舍海峡ビューしものせき） 投資・財政計画 （収支計画）	28
・休養宿泊事業（下関市営宿舍サングリーン菊川） 投資・財政計画（収支計画）	30

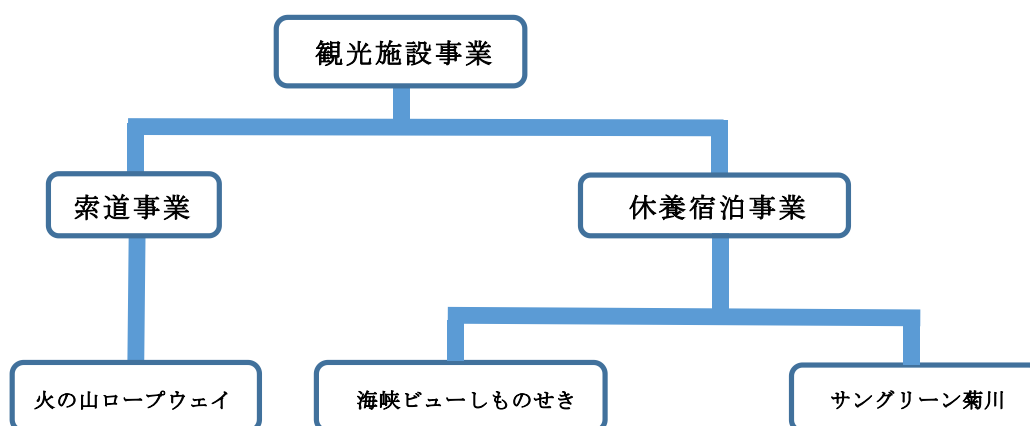
第1章 観光施設事業の概要

1. 観光施設事業の概要

下関市では、下関市特別会計条例に基づき、観光施設事業として「索道事業」及び「休養宿泊事業」を設置しており、下関市火の山ロープウェイ（以下「火の山ロープウェイ」という。）、下関市営国民宿舎海峡ビューしものせき（以下「海峡ビューしものせき」という。）、下関市営宿舎サングリーン菊川（以下「サングリーン菊川」という。）の3施設を運営している。

観光施設事業はそれぞれ「索道事業」、「休養宿泊事業」に区分されており、事業の全体像と各事業の内容については、次のとおりとなっている。

《事業の全体像》



《事業内容》

(1) 索道事業

瀬戸内海国立公園の一角に位置する火の山公園からの優良な眺望を観光資源としてとらえ、火の山山麓と山頂を結ぶ観光ロープウェイの運営を行うもの。

(2) 休養宿泊事業

・海峡ビューしものせき

火の山地区の活性化及び市内に少ないリゾート型休養宿泊施設として、質の高いサービスの提供ができる環境を整え、観光客等の誘客を図るため、休養宿泊施設の運営を行うもの。

・サングリーン菊川

菊川地区の活性化及び市民の健康的でゆとりのある生活の実現に資するため、地区唯一の休養宿泊施設の運営を行うもの。

2. 観光施設事業を経理する会計

観光施設事業を経理する会計は、市民サービスの提供を始めとする、行政運営の基本的な経費を計上している「一般会計」とは異なり、特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区別して、原則、独立して行われる特定の事業や資金運用の状況を明確に経理する必要がある「特別会計」により経理している。

3. 観光施設事業における特別会計の現状等

(単位：円)

内訳		平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入	使用料、手数料及び雑入	65,477,317	64,737,814	63,883,312
	一般会計繰入金	95,000,000	92,000,000	102,000,000
	歳入合計	160,477,317	156,737,814	165,883,312
歳出	観光施設事業費	56,601,006	54,613,860	64,548,529
	公債費	101,347,462	100,522,555	99,711,208
	歳出合計	157,948,468	155,136,415	164,259,737
収支		2,528,849	1,601,399	1,623,575

観光施設事業の特別会計における収支の現状は、上表のとおり、直近3年間において、一般会計からの繰入金により黒字収支となっている。

歳出の割合を大幅に占める約1億円の公債費については、海峡ビューしものせきの建設費に係る元金及び利子の償還金であり、現状では使用料、手数料及び雑入の歳入のみで賄うことができず、一般会計繰入金によって、その歳出を賄っている。

当該償還金が令和4年度に終了するため、令和5年度以降は、観光施設事業特別会計が概ね収支均衡で推移していくことが見込まれることから、各施設の老朽化にかかる改修工事等を計画的に実施し、観光施設事業特別会計として、一般会計繰入金に頼ることのない完全独立採算制の実現を目指す。

第2章 索道事業 下関市火の山ロープウェイ

1. 事業概要

(1) 施設概要等

施設名	下関市火の山ロープウェイ
所在地	下関市みもすそ川町7番14号
事業開始年度	昭和33年度
法適非適の区分	非適用
事業の種類	観光施設事業（索道事業）
面積	敷地面積 1,338.69 m ² 建築面積 809.17 m ² 建築延面積 1,294.80 m ²
構造	三線交走式普通索道 支索(メインロープ)直径 48 mm 斜長 438.96m (高低差 165m)
主な設備	搬器(ゴンドラ)2両(1号車 まんじゅ号 2号車 かんじゅ号) 定員 31人
民間活用の状況	委託先 (一財)下関市公営施設管理公社 ほか

(2) 乗車料金

区分		乗車料金（1人につき）				
		大人	学生	小学生	幼児	市内 65歳以上
普通乗車券	片道	310円		150円		150円
	往復	520円		260円		260円
団体乗車券 (20人以上)	片道	280円	250円	120円	100円	—
	往復	470円	410円	210円	160円	—

(3) 施設の沿革、取り巻く環境等

①施設の沿革

火の山ロープウェイは、瀬戸内海国立公園の一角に位置する火の山の山頂からの優良な眺望を観光資源としてとらえ、火の山山麓と山頂を結ぶ交通機関として設置され、昭和33年4月に運行を開始し、平成15年4月より運休、平成17年10月に季節運行を再開し、平成21年3月より長期運行を開始した。

施設を常に安全な状態に保持するため、適切な維持管理に努めているが、開業より60年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、大規模な改修・更新を必要とする時期を迎えている。

②施設を取り巻く環境

火の山ロープウェイのある火の山地区は、昭和33年4月に火の山ロープウェイ開業、昭和47年11月に火の山パークウェイの開通、昭和48年3月に火の山展望台の開業など、観光地としての施設整備が進み、市内外からの観光客で大いに賑わいを見せていた。

火の山展望台開業後の昭和48年度には観光客が100万人近くに達したが、徐々に観光客は減少、また、施設の老朽化が進み、平成28年12月に火の山展望台は閉館した。

火の山には山麓にトルコチューリップ園、山頂に遊具施設、山麓と山頂を結ぶ遊歩道などがあり、市民の憩いの場になっているほか、火の山地区は関門海峡の眺望に恵まれ、歴史的な史跡も多く存在し、関門橋や関門人道トンネルなど下関市を代表するランドマークがある。

また、近隣の唐戸地区などには、インバウンドも含め多くの観光客が訪れている。

③火の山地区観光施設再編整備

新火の山展望台を建設するため、火の山展望台整備事業として平成29年12月に老朽化が進んだ旧火の山展望台を解体したが、新火の山展望台建築主体工事の入札不調により事業は中断した。

令和元年度において、火の山地区における観光施設等の適正配置、山頂

への脆弱なアクセスの解消を目的として、火の山地区観光施設再編整備に向けて調査検討を進め、火の山における移動交通手段の総合的な検討を行い、火の山地区内の施設や周辺施設の更新・整備計画を立案できるよう模索した。

また、令和2年度は基本構想策定の段階であり、火の山地区観光施設再編整備の方針により、火の山ロープウェイの更新、廃止、別の移動交通手段への変更等が考えられるなど、火の山地区及び火の山ロープウェイを取り巻く環境は大きく変化することが想定される。

(4) 索道事業の経営状況

①乗車人数、乗車料の推移

乗車人数、乗車料収入等については、天候・災害の影響などの要因により増減はあるものの、令和元年度を除きほぼ横ばいの状況である。

(単位：人、円)

	H27	H28	H29	H30	R1
乗車人数	33,188	42,243	44,121	41,023	48,839
乗車料収入	5,937,220	7,751,670	7,863,685	7,316,080	9,100,470
営業日数	131	189	190	181	164
一日あたり乗車人数	253	224	232	227	298
一日あたり収入	45,322	41,014	41,388	40,420	55,491

※平成27年8月～翌年3月は台風により通信線が断線したため運休

※令和2年3月は新型コロナウイルス感染症対策のため運休

②収支の推移

収入については、乗車人数、乗車料の推移と同様に、天候・災害の影響などの要因により増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況である。

支出については、やや増加傾向にあり、収支については、5年間平均で毎年2,500万円の赤字となっている。

使用料収入の大幅な増加が望めない中、施設の改修等のみならず、毎年の運営に必要な財源すら確保することが非常に困難な状況であり、不足分については繰入金等に頼らざるを得ない状況となっている。

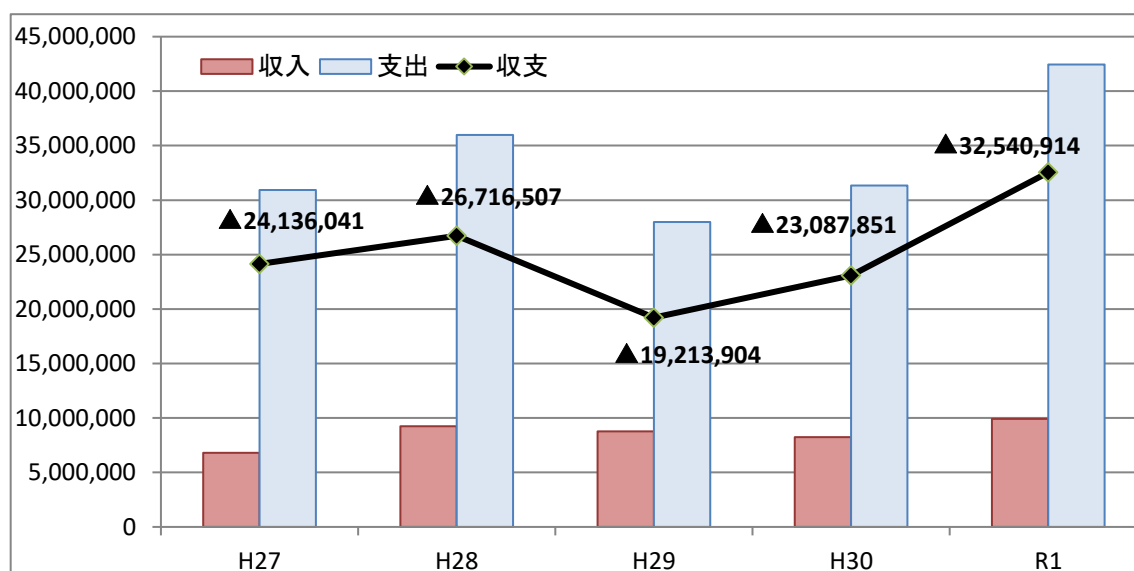
こうした状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、効果的かつ効率的な事業の運営を図る必要がある。

(単位：円)

	H27	H28	H29	H30	R1
収入	6,791,233	9,250,065	8,761,509	8,252,915	9,907,205
支出	30,927,274	35,966,572	27,975,413	31,340,766	42,448,119
収支	-24,136,041	-26,716,507	-19,213,904	-23,087,851	-32,540,914

※平成28年の収入は台風被害の保険金の収入含む。

(単位：円)



2. 経営の基本方針

関係法令の順守と安全最優先の原則を基本とし、従事者の知識・技能の向上と施設の適正な維持管理を行い、施設利用者の増加と収入の確保を目指し、下関市の観光振興に寄与する。

3. 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

火の山地区観光施設再編整備の方向性によって、施設を取り巻く環境が変化することが想定されるため、計画期間中は施設を現状維持すると仮定した投

資・財政計画を策定し、火の山地区観光施設再編整備の方向性をもとに抜本的に見直すこととする。

また、計画期間中及び経営戦略の抜本的見直し後においても、経営戦略の進捗管理を行い、随時必要に応じて計画変更を行う。

4. 投資・財政計画の説明（別紙）

（1）前提条件

火の山地区観光施設再編整備の方向性によって、施設を取り巻く環境の変化が想定されるため、計画期間中は施設を現状維持すると仮定した投資・財政計画を策定する。

（2）投資についての説明

施設の経年劣化による更新は、安全確保の面から適正に投資を行っていく。施設の適正な維持管理により、「安全・安心」を第一とする経営を実施する。

（3）財源についての説明

索道事業における主な収益的収入は使用料収入及び一般会計繰入金となっている。

索道事業を黒字化するためには、平成30年度の乗車人数で試算した場合、乗車料収入を4倍程度にする必要がある。乗車料金を4倍に改定すれば、乗車離れにより、乗車人数が激減することは必至であり、また、現在の環境のまま乗車人数を4倍とすることは現実的ではない。

さらに、火の山ロープウェイは開業から60年以上経過しており、当時の設備をそのまま使用しているものも多く、施設自体も耐用年数を超過しており、更新には多額の費用が必要となるため、更新費用を考慮した場合には乗車料金をさらに上げる必要がある。

現状では索道事業だけで収支均衡を図ることが難しいため、今後も一般会計または他事業から繰入を行う見込みだが、本市の貴重な観光資源の一つである火の山ロープウェイの趣旨を踏まえつつ、毎年度の収支状況を勘案しながら、やむなく生じた赤字分を繰入により確保していくこととなる。

火の山地区観光施設再編整備の方向性により火の山ロープウェイを維持、

更新することとなった場合には、指定管理者制度の導入を検討するなど、施設の管理・運営に民間活力を導入することにより、利用料金収入を指定管理者の収入とし、利用者の増加、サービスの向上、各種経費の縮減を図る。

5. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）組織、人員に関する事項

施設の管理運営に必要とされる適正な人員の確保や労働環境の整備などは現段階で既に確立されているが、火の山地区観光施設再編整備の方向性により火の山ロープウェイを維持、更新することとなった場合には、指定管理者制度の導入を検討するなど、現在の水準は維持しつつ、更なる労働環境の充実を進める。

（2）広域化に関する事項

下関市の観光振興のための事業であるため、広域化には馴染まないため、広域化の計画はない。

（3）防災・安全対策に関する事項

安全最優先の原則により、施設を常に安全な状態に保持するための維持管理を徹底するとともに、鉄道事業法及び同施行規則を遵守し、安全管理規定に定める「安全統括管理者」・「索道技術管理者」等を適正に配置し、従事者への教育訓練を実施することにより、安全に運行するための十分な配慮を行う。

火の山地区観光施設再編整備の方向性により火の山ロープウェイを維持、更新することとなった場合には、指定管理者制度の導入を検討しつつ、安全に運行するための十分な配慮を行う。

（4）民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

火の山地区観光施設再編整備の方向性により火の山ロープウェイを維持、更新することとなった場合には、指定管理者制度の導入を検討するなど、民間企業による独自の運営企画や経営ノウハウを展開することによって更なる利用者サービスの拡充と施設の安全確保に努める。

また、火の山地区及び周辺地区には観光施設、宿泊施設等が集まっており、各施設がそれぞれの立地条件や施設設備等を利用し集客率向上に努めているが、それらの施設と連携することにより利用者の増加と収入の確保を目指す。

(5) 料金の適正化に関する事項

火の山地区観光施設再編整備については、基本構想策定の段階であり、火の山ロープウェイの方向性自体が未定となっている。

火の山地区観光施設再編整備の方向性により、火の山ロープウェイの料金適正化について、将来の利用者予測、施設の更新等を踏まえた料金設定の検討を行う。

火の山公園及び火の山ロープウェイを下関市及びその周辺地域の観光交流の中心として機能させることにより、本市の観光産業の振興を図ることを目的としており、そのサービスの提供を受ける者が負担すべき費用を適正に区分することが必要となる。

(6) 情報公開に関する事項

ホームページ等により、利用者にはわかりやすい形で逐次情報を公開する。

第3章 休養宿泊事業 下関市営国民宿舎海峡ビューしものせき

事業名 観光施設事業(休養宿泊事業)

計画期間 令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

1.事業概要

(1)事業形態等

法適(全部適用・一部適用)	非適用	事業開始年度	平成14年
事業の種類	観光施設事業 (休養宿泊事業)	施設名	下関市営国民宿舎海峡ビューしものせき
職員数	0 人		
事業の内容	休養宿泊施設の管理運営		
民間活用の状況	ア 民間委託	なし	
	イ 指定管理者制度	平成18年4月1日に指定管理者制度を導入 平成26年4月1日から利用料金制へ移行 《指定管理者》 ・平成28年4月～令和3年3月 株式会社 ユニコン ・令和3年4月～令和8年3月 株式会社 ユニコン	
	ウ PPP・PFI	なし	

(2)料金形態

料金の概要	料金は、下関市営国民宿舎海峡ビューしものせきの管理等に関する条例に基づき、当該条例の定める金額の範囲内で指定管理者が定めている。																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>大人</th> <th>小学生</th> <th>幼児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">宿泊料</td> <td>風呂なし客室</td> <td>6,600円</td> <td>4,400円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>風呂付き客室</td> <td>7,150円</td> <td>4,950円</td> <td>2,750円</td> </tr> <tr> <td>バリアフリー客室</td> <td>7,700円</td> <td>5,500円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">食事料</td> <td colspan="2">朝食</td> <td>1,100円</td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">夕食</td> <td>子供食A</td> <td>—</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>子供食B</td> <td>—</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td>定食</td> <td colspan="2">2,200円</td> </tr> <tr> <td>特別食A</td> <td colspan="2">3,850円</td> </tr> <tr> <td>特別食B</td> <td colspan="2">5,500円</td> </tr> <tr> <td>特別食C</td> <td colspan="2">8,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">浴場使用料 1回につき</td> <td>730円</td> <td>360円</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">客室休憩</td> <td colspan="3">1室につき3,300円</td> </tr> </tbody> </table>				区分		大人	小学生	幼児	宿泊料	風呂なし客室	6,600円	4,400円	2,200円	風呂付き客室	7,150円	4,950円	2,750円	バリアフリー客室	7,700円	5,500円	3,300円	食事料	朝食		1,100円	770円	夕食	子供食A	—	1,100円	子供食B	—	1,650円	定食	2,200円		特別食A	3,850円		特別食B	5,500円		特別食C	8,800円		浴場使用料 1回につき		730円	360円	170円	客室休憩		1室につき3,300円		
	区分		大人	小学生	幼児																																																			
	宿泊料	風呂なし客室	6,600円	4,400円	2,200円																																																			
		風呂付き客室	7,150円	4,950円	2,750円																																																			
		バリアフリー客室	7,700円	5,500円	3,300円																																																			
	食事料	朝食		1,100円	770円																																																			
		夕食	子供食A	—	1,100円																																																			
			子供食B	—	1,650円																																																			
			定食	2,200円																																																				
特別食A			3,850円																																																					
特別食B			5,500円																																																					
特別食C	8,800円																																																							
浴場使用料 1回につき		730円	360円	170円																																																				
客室休憩		1室につき3,300円																																																						
料金の考え方	<p>公営の休養宿泊施設であり、公益に資するという明確な点を踏まえた上で、近隣宿泊施設とのバランスを考慮し、国民宿舎協会の利用基準を目安に食事のグレード及び原価率等を設定し、利用者が利用しやすい料金設定を行っている。</p> <p>休日の前日や海峡まつり及び海峡花火大会等下関市における大型イベント開催時については、繁忙期加算を行っている。</p>																																																							
	料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	—																																																						

(3) 経営状況

年間利用状況(宿泊者数及び日帰り入浴者)	H29	38,405人	H30	37,156人	R1	36,931人
経常収支比率	H29	94.1%	H30	80.7%	R1	75.2%
経費回収率	H29	100.8%	H30	100.2%	R1	94.4%
他会計補助金比率	H29	14.5%	H30	13.1%	R1	15.1%
指定管理者の利用料金収入	H29	324,642,288	H30	324,175,533	R1	301,185,147
支出	H29	326,464,863	H30	324,057,715	R1	319,354,208
小計	H29	-1,822,575	H30	117,818	R1	-18,169,061
指定管理者による自主事業収入	H29	137,133,181	H30	126,920,911	R1	127,293,607
支出	H29	97,836,076	H30	92,531,310	R1	102,347,366
小計	H29	39,297,105	H30	34,389,601	R1	24,946,241
本市へ納付する納付金	H29	33,500,000	H30	33,500,000	R1	32,211,081
収支合計	H29	3,974,530	H30	1,007,419	R1	-25,433,901

(上記収益等の状況を踏まえた現在の経営状況の分析)

令和元年度は、新型コロナウイルスの影響により大幅な赤字となっているが、基本的な経営状況として、近年では、施設の利用料金収入及び指定管理者が自主的に行っている売店、レストラン、マッサージ等の事業における収入により、支出を全て賄っており、かつ、本市へ納付する納付金を差し引いても収支差額はプラスで推移しているため、健全な経営状況にあると判断でき、また、公営施設という観点からも、過剰な利益を得ておらず、非常にバランスがとれているものと判断できる。

※その他経営指標については、別紙経営比較分析表による。

2. 将来の事業環境等

(1) 本市(旧下関地区)の宿泊施設の現状

本市の旧下関地区の宿泊施設について、現在、下関旅館協同組合には旧下関地区にある24の旅館・ホテル等の宿舎施設が加盟しているが、宿泊施設としてはビジネスタイプと10室前後の小規模な旅館タイプが多い。そのタイプにおいては、集客力に限りがあると同時に多くが老朽化した構造のままで、高単価の客層を取りこぼしている。また、両タイプに共通して、温泉等の浴場施設や和室による「安らぎ・おもてなし・癒し」といったイメージを売りにする宿泊施設が少なく、女性客や家族旅行が好む宿泊施設とは言い難い。加えて、大型バスの駐車場を持つ宿泊施設も同規模の観光都市と比較して少なく、大手旅行会社による1泊2食スタイルの契約旅館も少ない。

旧下関地区の宿泊施設が、多様な観光客のニーズに応えることができていない状況では、宿泊人口は頭打ちになる可能性が大きく、事実、「観光客対応の比較的大規模な旅館」を求めて、山口県内の温泉リゾート地である山口市の湯田や長門市の湯本等に客足が流れており、滞在型になっていない。さらに、現在の新型コロナウイルスの影響により、全国的に休館・閉館する民間宿泊施設が増加しており、本市にとっても例外ではなく、本市が目指す「滞在型観光充実都市」という観点から非常に厳しい状況となっている。

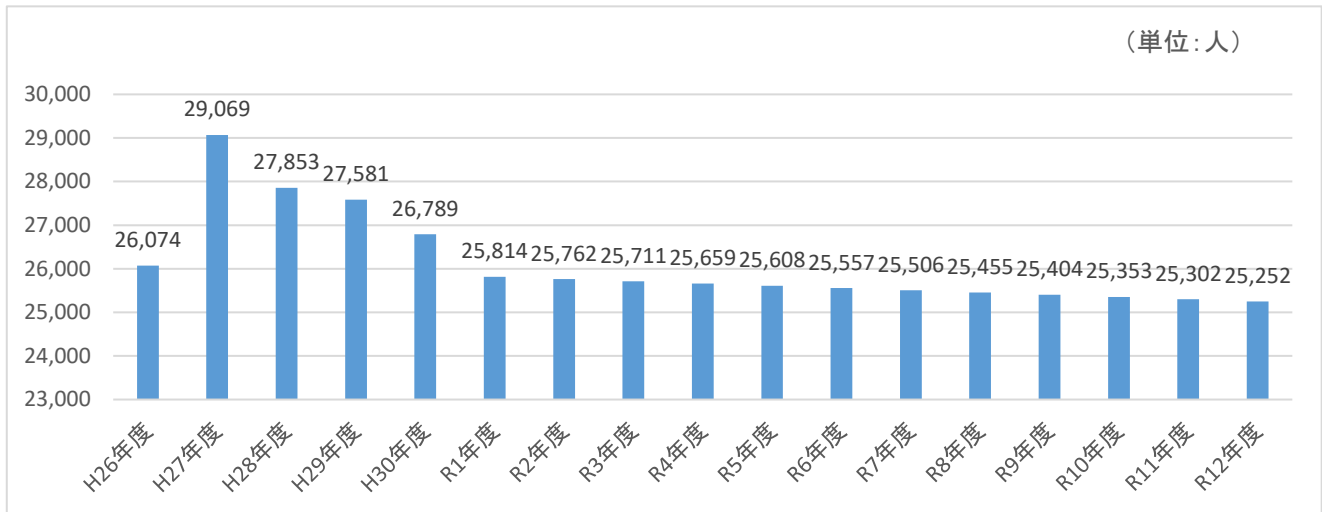
(2) 海峡ビューしものせきの宿泊利用率

- ・令和元年度 海峡ビューしものせき 宿泊利用率 53.6%
- ・全国公営国民宿舎における宿泊利用率・・・第5位(全69施設中)※前年度順位・・・第8位

宿泊利用率の年度別推移	宿泊利用率				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	60.2%	58.3%	57.2%	55.6%	53.6%

(3) 宿泊者数の見通し

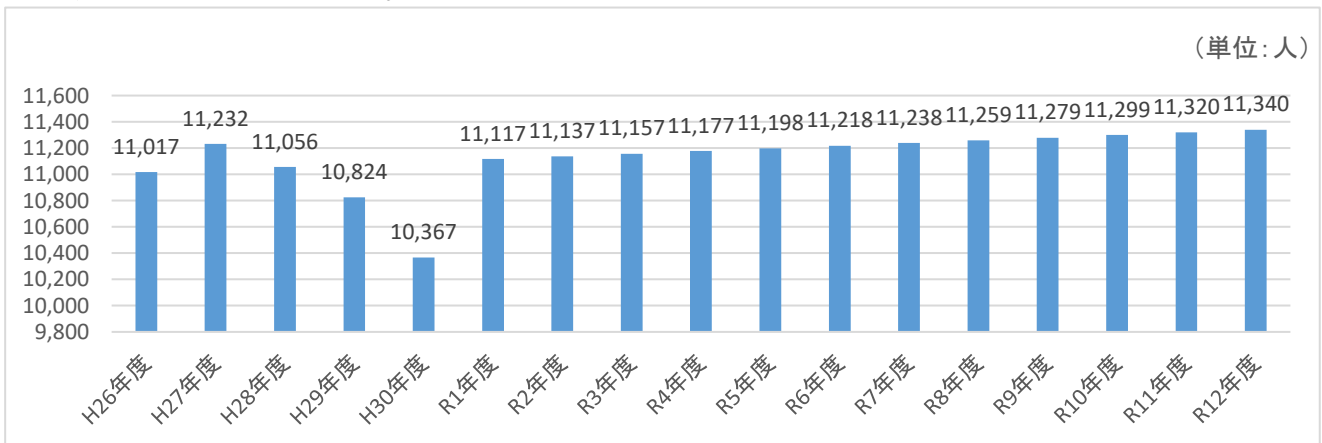
宿泊者数については、ここ近年ではやや減少傾向にあるものの、ほぼ横ばいの状態で推移していくものと見込まれる。



平成26年度から令和元年度の宿泊者数を基に、過去6年間の平均成長率(-0.2%)を算出し、令和2年度以降は当該率を乗じた数値を基に推計し、令和12年度までの利用者数を見込む。

(4) 日帰り入浴者数の見通し

日帰り入浴について、近年は年間約1万1千人と横ばいの状況で推移しているため、今後も同水準で推移するものと見込まれる。



平成26年度から令和元年度の日帰り入浴者数を基に、過去6年間の平均成長率(0.2%)を算出し、令和2年度以降は当該率を乗じた数値を基に推計し、令和12年度までの利用者数を見込む。

3.経営の基本方針

海峡ビューしものせきは、市民に健全な保健休養のための場を提供すること、及び観光客を誘客することにより観光振興を図る目的で設置しており、目的を達成するためのビジョンとして①すぐれた自然環境に恵まれた立地を生かし、健全な保健休養のための場として快適な施設を目指す。②滞在型観光の拠点としての施設となる。と定めている。

施設の経営については、引き続き指定管理者制度により民間事業者に経営を委ね、効果的な行政サービスの提供と優れた経営手法による経営改善の取組みを継続していく。

4.投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

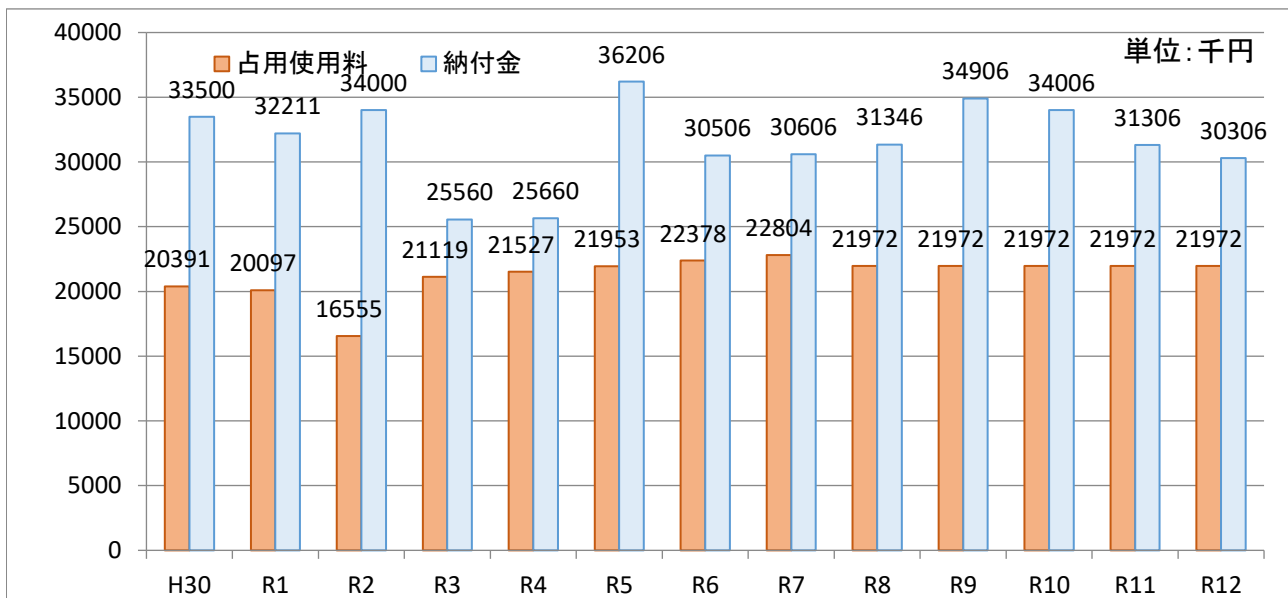
(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち、投資についての説明

オープン以降、約20年が経過しているが、大規模な改修は行っておらず、機械設備等耐用年数を迎えるものが多く、今後は改修工事費の増加を見込んでおり、改修内容によっては休館を伴う工事もあるため、計画的に施設及び機械設備等の改修を行っていく必要がある。

②収支計画のうち、財源についての説明

投資に必要な財源については、主に占用使用料(指定管理者の自主事業に係る施設の占用に伴う土地、建物使用料及び占用部分に係る売上金額に応じた使用料)及び納付金により確保し、改修工事等を計画的に実施していく。



③収支計画のうち、投資以外の経費についての説明

利用料金制による指定管理者制度を導入しているため、原則、投資以外の経費はない。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	今後も民間の活力及び優れた経営手法による施設の管理・運営を維持するため、指定管理者制度により、民間事業者に施設運営を委ねていく。
投資の最適化	計画的に改修工事等を行うことで、施設の維持を図る。
その他の取組	なし

②今後の財源についての考え方・検討状況

料金	現在の適正かつバランスのとれた料金を維持しつつ、引き続き、施設の占用使用料及び納付金により、投資に必要な財源を確保していく。
稼働率・利用者数	引き続き、指定管理者による魅力的な企画や宿泊プラン等により、現状の高稼働率を維持する。
繰入金	一般会計からの繰入金はない。
資産の有効活用等による収入増加の取組	なし
その他の取組	なし

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	指定管理者制度による完全利用料金制を採用しているため委託料はない。
管理運営費	同上
職員給与費	同上
その他の取組	なし

5.公営事業として実施する必要性

海峡ビューしものせきは、瀬戸内海国立公園に存する休養宿泊施設であり、国立公園の非日常の風景の中で休養宿泊体験を広く公平に利用者に提供し、施設の機能としての休養宿泊だけではなく、国立公園の自然や本市の文化を満喫するためのアクティビティやそれらに関する情報を利用者に提供し、より国立公園の魅力を深く体験してもらうための拠点としての役割を持ち、また、家族旅行、修学旅行等団体旅行の受け入れや、大型観光バスの停車が可能であるため、コンベンション機能も備えた滞在型休養宿泊施設として重要な役割を果たすとともに、日帰入浴や宴会利用等市民の保養できる環境を維持するために、公営事業として実施する必要性が極めて高い施設である。

6.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略は10年間の計画とするが、年度ごとに進捗状況の確認を行う。なお、指定管理期間は5年間を設定していることから、指定管理更新時には経営戦略を見直すこととする。

7.民営化・民間譲渡の検討

令和3年度から令和7年度(5年間)については、指定管理者制度の利用料金制により民間事業者が管理運営を行っていくが、本市では中長期的に公共施設の建物床面積の3割削減を目標にした公共施設等総合管理計画を定めており、また、「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書(平成29年3月 総務省)」のとおり、地域経済好循環の実現への寄与、将来の事業リスクが顕在化する前の対応、民間事業者からのより適切な事業提案の促進等の観点から、経営状況が安定している現状こそ民間譲渡等の検討が必要という考え方からも、次期指定管理期間(R3～R7)において、令和8年度以降の海峡ビューしものせきの民間への譲渡・売却の可否等について検討していく予定である。

経営比較分析表 (令和元年度決算)

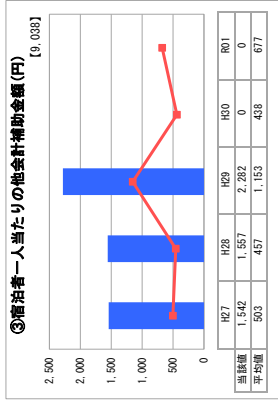
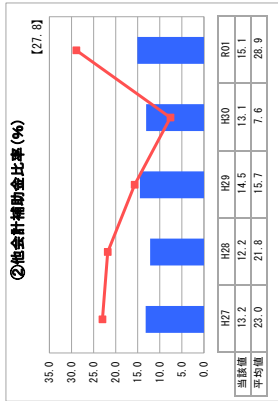
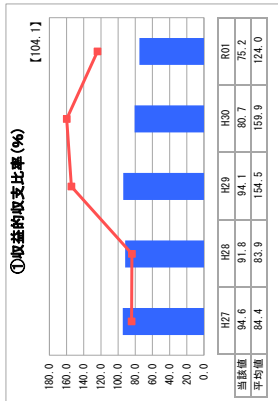
山口県下関市 国民宿舎海峽ビューシーものせき

業種名 法非通用	業種名 観光施設事業	事業名 休養宿泊施設	類似施設区分 A 2 B 1	管理者の情報 非設置
資金不足比率(%) 除当数値なし	自己資本構成比率(%) 除当数値なし	建物延床面積(m ²) 5,906	宿泊定員数(人) 196	

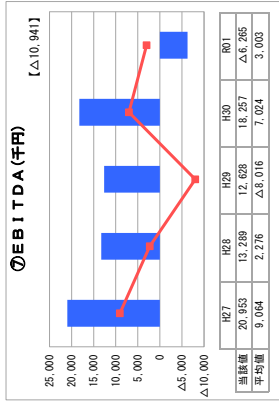
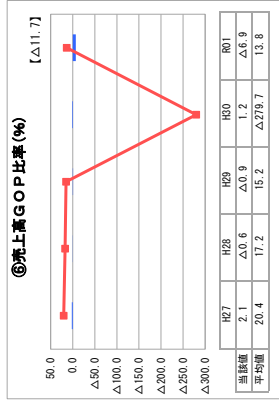
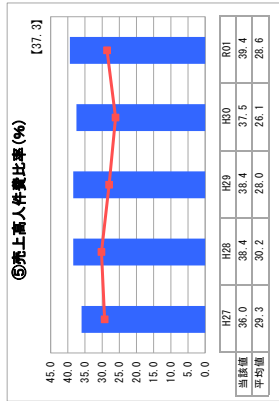
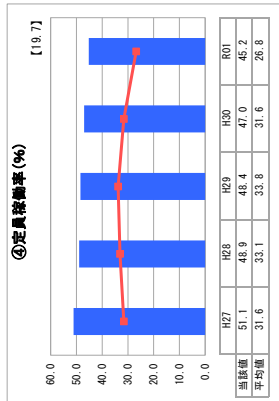
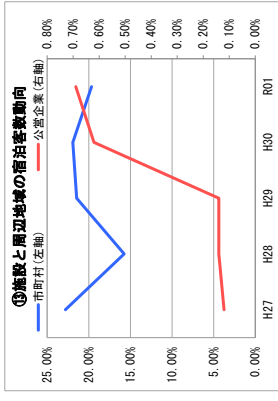
容積率(%)	インターネットによる予約割合(%)
11.275	30.9
パリアフリー法の基準適合性	Wi-Fi設置
無	有

グラフ凡例
■ 当該施設数値 (当数値)
— 類似施設平均値 (平均値)
□ 令和元年度全国平均

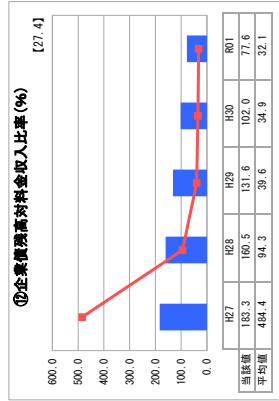
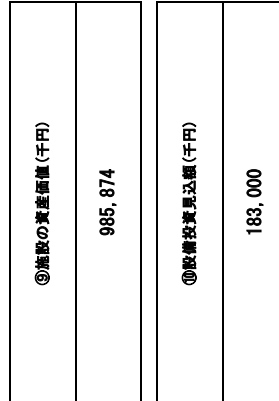
1. 収益等の状況



3. 利用の状況



2. 資産等の状況



1. 収益等の状況について
 ①～③については、いずれも施設建設に係る元金及び利子の償還金が、算定数値の中で大半を占めており、当該償還金は令和4年度に終了する。また、前年度に発生した設備費が多数あるため、計画的に改修していく必要が生じている。
 ④～⑦については、新型コロナウイルスの影響により、多客期である令和2年度5月の影響により、委員会等が約600人キャンセルとなり、さらに同月の宿泊予約も約1,100人がキャンセルとなったことにより、各数値が低下し、売り上げも大幅に落ち込んだ。

2. 資産等の状況について
 平成14年の施設開業から約18年が経過しているものの、建物の耐用年数が約39年(参考:国税庁)であり、経過年数という観点から残存期間は長い。しかしながら、現時点における設備投資計画が約2億円あることに加え、突発的な修繕案件が多数発生するなど、突如に資産価値が高いとは言えない状況である。

3. 利用の状況について
 海峽ビューシーものせきの定数宿泊利用率は、直近5年間に約97%となり、令和元年度、全国公設国民宿舎において宿泊利用率が全国トップ5位と非常に高い数値を維持しているなど、利用率は高水準かつ安定的である。

全体概況
 本施設の経営分析としては、事業運営自体は安定しており、施設の建設費用に係る償還金等が令和4年度に終了後、以降は他会計補助金等に頼ることなく、黒字収支を推移していくことが見込まれる。本施設は令和3年度～令和4年度までは、指定管理者制度により民間事業者が管理運営を委ねていくが、同時に、本市公共施設等総合管理計画、また、「公営企業の経営のあり方に関する研究会(総務省)」等を踏まえ、民間への譲渡・売却等について検討していく予定である。

第4章 休養宿泊事業 下関市営宿舎サングリーン菊川

事業名 観光施設事業(休養宿泊事業)

計画期間 令和 3 年度 ～ 令和 12 年度

1.事業概要

(1)事業形態等

法適(全部適用・一部適用)	非適用	事業開始年度	昭和55年度
事業の種類	観光施設事業 (休養宿泊事業)	施設名	下関市営宿舎サング リーン菊川
職員数	0 人		
事業の内容	休養宿泊施設の管理運営		
民間活用の状況	ア 民間委託	なし	
	イ 指定管理者制度	平成18年4月1日に指定管理者制度を導入し、 利用料金制(併用制)により運営 《指定管理者》 ・平成30年4月～令和5年3月 一般財団法人下関市公営施設管理公社	
	ウ PPP・PFI	なし	

(2)料金形態

料金の概要	料金は、下関市営宿舎サングリーン菊川の設置等に関する条例に基づき、当該条例の定める金額の範囲内で指定管理者が定めている。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊使用料(1人1泊につき) 洋室(シングル) 5,710円 洋室(ツイン) 5,500円～7,030円 洋室(トリプル) 5,410円～7,030円 和洋室 5,270円～8,130円 和室(8畳・10畳) 4,610円～6,600円 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修室、大広間使用料 (1時間につき) 研修室(76㎡) 2,200円 大広間1半面(30畳) 2,200円 大広間1全面(60畳) 4,400円 大広間2(27畳) 2,200円 ・浴場使用料 大人(中学生以上) 620円 小学生及び幼児 310円 	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は 含まない)	—		

(3)経営状況

年間利用状況(宿泊者 数及び日帰り入浴者)	H29	27,207人	H30	25,523人	R1	26,916人
経常収支比率	H29	88.6%	H30	88.8%	R1	85.0%
経費回収率	H29	78.9%	H30	81.3%	R1	83.1%
他会計補助金比率	H29	9.2%	H30	9.5%	R1	4.2%
指定管理者の収益的 収支	H29	-17,667千円	H30	-12,670千円	R1	-15,236千円

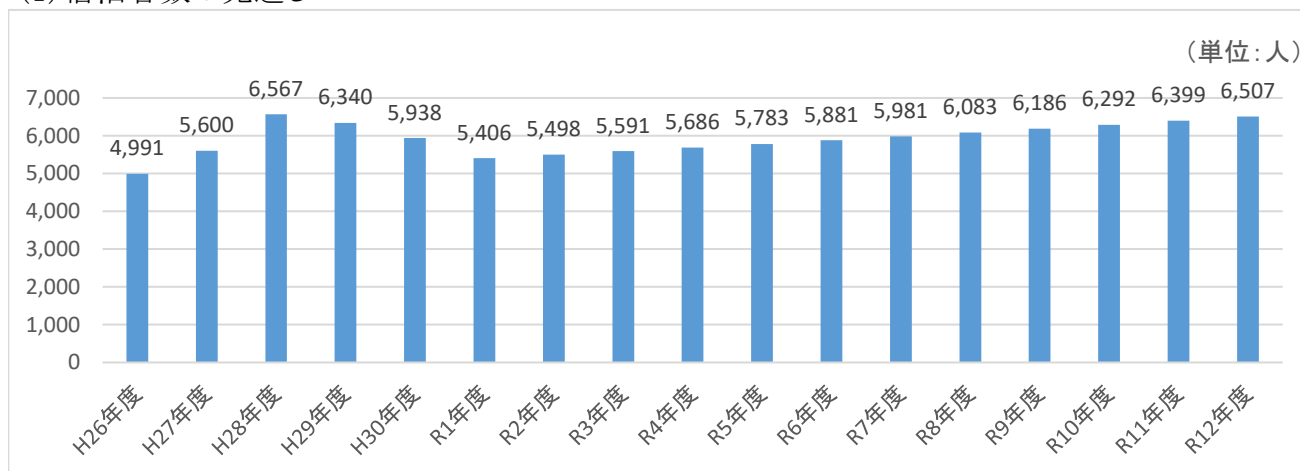
(上記の収益、資産等の状況を踏まえた現在の経営状況の分析)

指定管理者制度導入後、経営健全化のための取組みを行い、収益の状況は改善傾向にあったが、平成29年度より収支赤字は増大した。平成30年度からも指定管理者制度を導入し、指定管理者による運営を行っているが、経営の改善に至っていない。

※その他経営指標については、別紙経営比較分析表による。

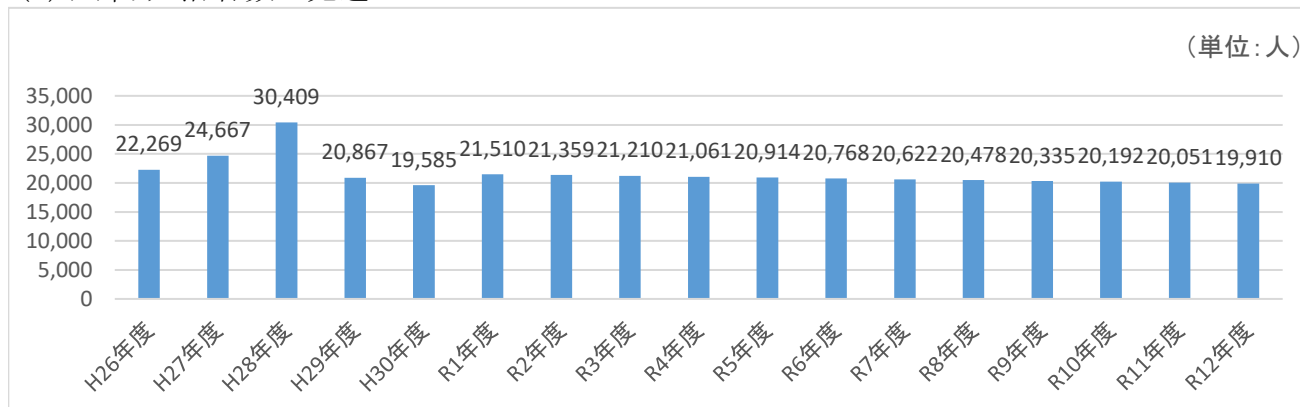
2. 将来の事業環境

(1) 宿泊者数の見通し



平成26年度から令和元年度の利用者数を基に、過去6年間の平均成長率(1.7%)を算出し、令和2年度以降はその率を基に推計し、令和12年度までの利用者数を見込んでいる。

(2) 日帰り入浴者数の見通し



平成26年度から令和元年度の利用者数を基に、過去6年間の平均成長率(-0.7%)を算出し、令和2年度以降はその率を基に推計し、令和12年度までの利用者数を見込んでいる。

(3) 施設の見通し

昭和55年の開設より40年が経過し、その間に大規模改修として、浴室改修、露天風呂、エレベーターの新設等を行っているが、改修を行っていない設備や耐用年数を過ぎた設備もあり、設備の老朽化は著しく、今後は修繕費や改修費の増加が見込まれる。

3. 経営の基本方針

施設の経営については、利用者数の減少などにより収入の大きな増加が見込めない一方で、施設の老朽化に伴う修繕費の増加が見込まれるなど、今後も厳しい状況が予想される中、引き続き指定管理者制度を導入することで、民間事業者に経営を委ね、効果的な行政サービスの提供と優れた経営手法による経営改善の取組みを継続する。

なお、指定管理による施設の運営においても、利用者数及び売上高の減少、赤字基調の増大等により施設そのものの存続や在り方を問う必要があるため、施設の民間譲渡等を検討する。

4.投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち、投資についての説明

施設の開設後40年が経過し、建物及び設備の修繕費や改修費が恒常的に必要になってくる中で、過大な投資を避け、施設の運営に必要な最低限の改修を計画的に行い、施設の維持管理を行う。

②収支計画のうち、財源についての説明

収入は施設の土地建物使用料のみで、収入の増加は見込めない。施設にかかる経費に対する不足分は一般会計繰入金等を充てることとなるため、経費縮減により繰入額の縮小を図る。

③収支計画のうち、投資以外の経費についての説明

指定管理者制度を導入していることから、大幅な経費の変動はない。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	今後も指定管理者制度(利用料金制度)を活用する。
投資の最適化	過大な投資を避け、最低限必要な改修を行うことで、施設の維持を図る。
その他の取組	なし

②今後の財源についての考え方・検討状況

料金	過大な投資を避け、施設の維持を図るため、現状料金を維持させ財源確保を目指していく。
稼働率・利用者数	指定管理者による対外的に興味を感じる企画・宿泊プラン等により利用者数の増加を図る。
繰入金	施設の管理運営に係る経費の一部を一般会計からの繰入金を充当しているため、繰入額の縮小を図る。
資産の有効活用等による収入増加の取組	なし
その他の取組	なし

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を委託する。
管理運営費	必要最低限の費用により施設の管理運営を行っていく。
職員給与費	なし
その他の取組	なし

5.公営企業として実施する必要性

・事業の意義、提供するサービス自体の必要性

菊川町唯一の休養宿泊施設として、地域に密着した運営を行うことで都市と農村の交流人口の拡大に欠かせない施設であるとともに、菊川温泉の入浴施設として地域の観光振興にとって重要な拠点である。

・公営企業として実施する必要性

施設の設置目的は、市民の健康的でゆとりのある生活の実現に資することであり、営利を目的とした経営は困難であると考えられるため、公営企業として実施し、指定管理者制度により質の高いサービスの提供と効率的な運営を行う。

6.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略は10年間の計画とするが、年度ごとに進捗状況の確認を行う。指定管理者制度を導入しており、指定管理期間は5年間を設定している。指定管理更新時には経営戦略を見直すこととする。

7.民営化・民間譲渡の検討

公共施設マネジメントとの整合性を図りながら、民営化・民間譲渡等については、民間の引き受け手の存在や菊川温泉施設一帯での検討が必要であり、その可否についても併せて検討する。

経営比較分析表（令和元年度決算）

山口県下関市 サングリーン菊川

業種名 法非通用	業種名 観光施設事業	事業名 休養宿泊施設	類似施設区分 A1B1	管理者の情報 非設置
資金不足比率(%) 該当数値なし	自己資本構成比率(%) 該当数値なし	建物延床面積(m ²) 2,064	宿泊定員数(人) 58	

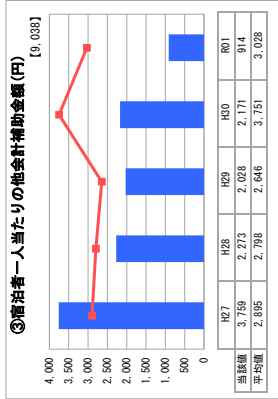
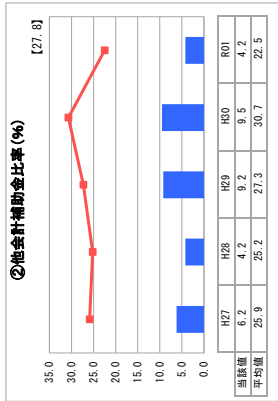
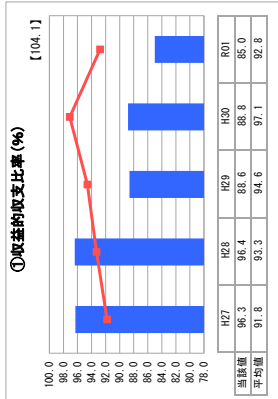
容積率(%) 8.510	インターネットによる予約割合(%) 29.6
パリアフリー法の基準適合性 無	Wi-Fi設置 有

当施設数値(当数値)	類似施設数値(平均値)	令和元年度全国平均
------------	-------------	-----------

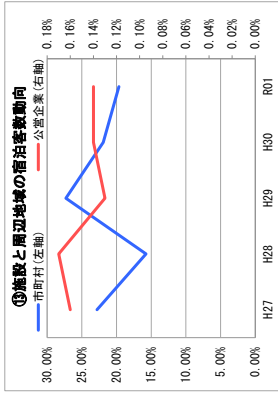
グラフ凡例

- 当施設数値(当数値)
- 類似施設数値(平均値)
- 令和元年度全国平均

1. 収益等の状況



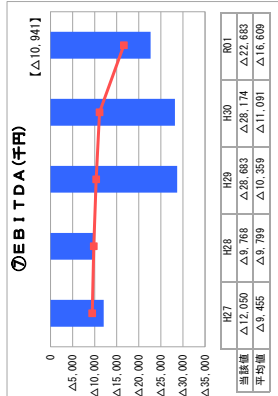
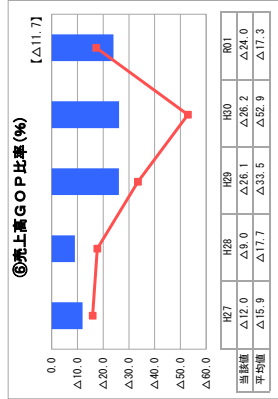
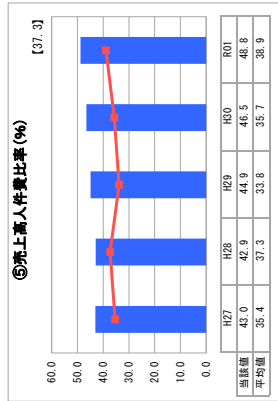
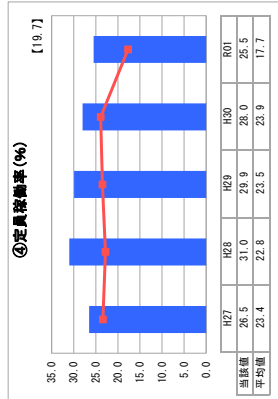
3. 利用の状況



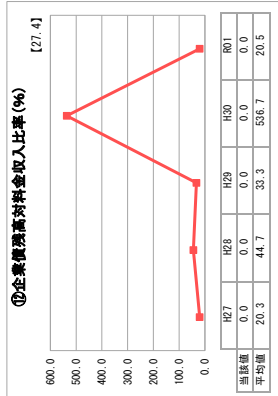
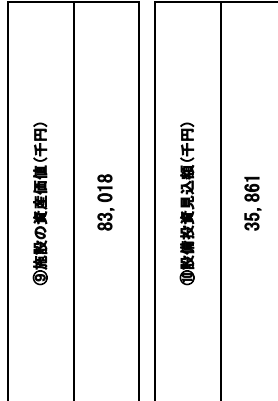
分析欄

1. 収益等の状況について
サングリーン菊川は、平成25年度の指定管理業務制導入後、経営健全化のための取組を行い、収益状況は改善傾向にあったが、平成29年度より収支赤字が拡大した。
収支赤字の主な原因は、令和元年度からのコロナウイルスの影響による宿泊客数の減少に伴う客室の売上の減少等によるもの、③定員稼働率の減少、④売上高増加比率の増加に表れている。より効果的かつ効率的な経営改善を図ることが必要不可欠である。

2. 資産等の状況について
サングリーン菊川は、建設から40年が経過していることから資産価値は低い。また、施設の老朽化が顕著であることから、更新による設備投資が必要である。



2. 資産等の状況



全体概観

サングリーン菊川は、地元で唯一の「宿泊施設」として地域にとつて必要施設であるが、サービス需要の変化や人口減少等による料金収入の減少など施設を取り巻く環境は年々厳しくなっている。そのような環境の中、令和元年度においても指定管理者制度を導入し、効果的かつ効率的な行政サービスの提供と経営改善の取組を継続して行い、収支赤字の改善に努めている。今後指定管理の状況を確認するとともに公共施設マネジメントとの整合性を図りながら、民間譲渡等を検討していく必要がある。

第5章 経営戦略の事後検証等

全国的な観光施設事業の傾向として、サービス需要の変化や人口減少等による料金収入の減少、また、サービスの提供に必要な施設の老朽化に伴う設備の更新に係る投資の増大等により、観光施設事業をめぐる経営環境は厳しさを増しており、本市にとっても例外ではない。

こうした中、引き続き、安定的かつ持続的に観光施設事業を公営事業として展開していくためには、各施設における経営等についての的確な現状把握を行った上で、観光施設事業の将来的なあり方を展望し、投資と財政の両面から今後の経営の方向性を明らかにし、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていく必要がある。

本経営戦略は、毎年度進捗管理を行うとともに、原則、5年に一度を目安として見直しを行うものとするが、火の山ロープウェイの存否の検討を含む火の山地区観光施設再編整備や公共施設マネジメントの取組みにより、観光施設事業自体が大幅に改変する可能性があり、また、現在の新型コロナウイルスの影響等による事業を取り巻く社会経済情勢の変化等により必要と認めるときは、随時見直しを行うものとする。

観光施設事業 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)											本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
		前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)											
収益的収入	1 総収入	99,766	98,192	99,766	93,443	89,699	94,907	68,153	62,878	63,404	63,312	66,872	65,972	63,272	62,272								
	(1) 営業収入	41,311	40,816	41,311	39,107	34,980	35,080	45,626	39,926	40,026	40,766	44,326	43,426	40,726	39,726								
	ア 料収入	9,100	7,316	9,100	5,107	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420								
	イ 受託工事収入																						
	ウ その他	32,211	33,500	32,211	34,000	25,560	25,660	36,206	30,506	30,606	31,346	34,906	34,006	31,306	30,306								
	(2) 営業外収入	58,455	57,376	58,455	54,336	54,719	59,827	22,527	22,952	23,378	22,546	22,546	22,546	22,546	22,546								
	ア 他会社収入	37,484	35,982	37,484	37,211	33,026	37,726																
	イ その他	20,971	21,394	20,971	17,125	21,693	22,101	22,527	22,952	23,378	22,546	22,546	22,546	22,546	22,546								
	2 総費用	67,404	58,371	67,404	65,513	47,771	71,981	66,892	53,825	57,207	52,152	55,030	54,175	51,437	51,205								
	(1) 営業費用	58,819	48,660	58,819	57,248	44,067	67,867	63,017	49,617	52,167	47,067	50,167	49,567	47,067	47,067								
ア 職員給与	2,478	2,406	2,478	4,921	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315									
イ その他	56,341	46,254	56,341	52,327	38,752	62,552	57,702	44,302	46,852	41,752	44,852	44,252	41,752	41,752									
(2) 営業外費用	8,585	9,711	8,585	8,265	3,704	4,114	3,875	4,208	5,040	5,085	4,863	4,608	4,370	4,138									
ア 支払利息	2,855	3,757	2,855	1,921	1,236	1,646	1,407	1,260	2,092	2,137	1,915	1,660	1,422	1,190									
イ その他	5,730	5,954	5,730	6,344	2,468	2,468	2,468	2,948	2,948	2,948	2,948	2,948	2,948	2,948									
3 収支差引	(A)-(D)	32,362	39,821	32,362	27,930	41,928	22,926	1,261	9,053	6,197	11,160	11,842	11,797	11,835	11,067								
資本的収入	1 資本金的収入	64,516	56,018	64,516	119,000	77,322	35,000		60,000	60,000													
	(1) 地方債				50,000	28,000			60,000	60,000													
	(2) うち資本費平準化債																						
	(3) 他会社補助金	64,516	56,018	64,516	69,000	49,322	35,000																
	(4) 他会社借入金																						
	(5) 固定資産売却代金																						
	(6) 国(都道府県)補助金																						
	(7) 工事負担金																						
	(8) その他																						
	2 資本的支出	96,766	96,766	96,856	146,948	119,150	51,131	7,556	67,556	7,556	7,556	11,842	11,842	11,842	11,840								
(1) 建設改良費				50,000	28,000			60,000															
(2) 地方債償還金	96,766	96,766	96,856	96,948	91,150	51,131	7,556	7,556	7,556	7,556	11,842	11,842	11,842	11,840									
(3) 他会社長期借入金返還金																							
(4) 他会社への繰出金																							
(5) その他																							
3 収支差引	(F)-(G)	40,748	40,748	32,340	27,948	41,828	16,131	7,556	7,556	7,556	11,842	11,842	11,842	11,840									

観光施設事業 投資・財政計画 (収支計画)

区分	年度											R12年度		
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		R11年度	
収支再差引	(E)+I	△ 927	△ 18	100	6,795	△ 6,295	1,497	△ 1,359	△ 682	△ 45	△ 5	△ 773		
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	2,528	1,601	1,605	1,705	8,500	2,205	3,702	2,343	1,661	1,616	1,611		
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	1,601	1,623	1,705	8,500	2,205	3,702	2,343	1,661	1,616	1,611	838		
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(N)-(O)	1,601	1,623	1,705	8,500	2,205	3,702	2,343	1,661	1,616	1,611	838		
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	63.29%	60.74%	57.52%	64.57%	77.09%	102.44%	97.90%	98.93%	99.93%	99.99%	98.77%		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	40,816	41,311	39,107	34,980	35,080	39,926	40,026	40,766	43,426	40,726	39,726		
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	330,529	233,673	186,725	123,575	72,444	64,888	117,332	97,934	74,250	62,410	50,570		
他会計繰入金														
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支分		35,982	37,484	37,211	33,026	37,726								
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金		35,982	37,484	37,211	33,026	37,726								
資本的収支分		56,018	64,516	69,000	49,322	35,000								
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金		56,018	64,516	69,000	49,322	35,000								
合計		92,000	102,000	106,211	82,348	72,726								

(単位:千円, %)

(単位:千円)

索道事業 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	31,341	42,449	34,048	38,505	43,205	9,925	9,925	9,925	9,925	9,925	9,925	9,925	9,925
	(1) 営 業 収 益 (B)	7,316	9,100	5,107	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420
	ア 料 金 収 入 (C)	7,316	9,100	5,107	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ その他													
	(2) 営 業 外 収 益	24,025	33,349	28,941	29,085	33,785	505	505	505	505	505	505	505	505
	ア 他 会 社 収 入 金	23,088	32,542	28,438	28,580	33,280								
	イ その他	937	807	503	505	505	505	505	505	505	505	505	505	505
	2 総 費 用 (D)	31,341	42,449	34,048	38,505	43,205	44,255	41,055	43,605	38,505	41,605	41,005	38,505	38,505
	(1) 営 業 費 用	31,341	42,449	34,048	38,505	43,205	44,255	41,055	43,605	38,505	41,605	41,005	38,505	38,505
ア 職 員 給 与 費	2,406	2,478	4,921	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	5,315	
イ 退 職 手 当														
ア 他 の 費 用	28,935	39,971	29,127	33,190	37,890	38,940	35,740	38,290	33,190	36,290	35,690	33,190	33,190	
(2) 営 業 外 費 用														
ア 支 払 利 息														
イ 一 時 借 入 金 利 息														
イ その他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)														
1 資 本 的 収 入 (F)														
(1) 地 方 債 償 還 金														
ア 一 次 債 償 還 金														
(2) 他 社 債 償 還 金														
(3) 他 社 債 償 還 金														
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
(6) 工 事 費 担 当 金														
(7) そ の 他														
2 資 本 的 支 出 (G)														
(1) 建 設 費														
ア 一 次 債 償 還 金														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)														
(3) 他 社 債 償 還 金														
(4) 他 社 債 償 還 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)														

(法非適用企業)

索道事業 投資・財政計画 (収支計画)

区分	年度	(単位:千円, %)												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収支再差引	(E)+(I)						△ 34,330	△ 31,130	△ 33,680	△ 28,580	△ 31,680	△ 31,080	△ 28,580	△ 28,580
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)						△ 34,330	△ 31,130	△ 33,680	△ 28,580	△ 31,680	△ 31,080	△ 28,580	△ 28,580
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支黒字	(P)													
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収支的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)			5,107	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)													
○他会計繰入金														
区分	年度	(単位:千円)												
収支的収支分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
うち基準内繰入金		23,088	32,542	28,438	28,580	33,280								
うち基準外繰入金														
資本的収支分		23,088	32,542	28,438	28,580	33,280								
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合計		23,088	32,542	28,438	28,580	33,280								

休養宿泊事業 (海峡ビューしものせき) 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収支再差引	(E)+(I)	△ 927	22	△ 18	100	6,795	32,481	37,073	36,767	32,344	36,126	35,481	33,021	32,253
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	2,528	2,550	2,532	2,632	9,427	41,908	78,981	115,748	148,092	184,218	219,699	252,720	284,973
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	1,601	2,572	2,514	2,732	16,222	74,389	116,054	152,515	180,436	220,344	255,180	285,741	317,226
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(N)-(O)	1,601	2,572	2,514	2,732	16,222	74,389	116,054	152,515	180,436	220,344	255,180	285,741	317,226
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	48.6%	44.8%	42.3%	48.7%	62.6%	226.5%	334.5%	320.9%	254.2%	274.1%	273.1%	263.0%	261.1%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	33,500	32,211	34,000	25,560	25,660	36,206	30,506	30,606	31,346	34,906	34,006	31,306	30,306
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
他会計借入金残高	(X)	330,529	233,673	186,725	123,575	72,444	64,888	117,332	109,776	97,934	86,092	74,250	62,410	50,570
○他会計繰入金														
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支分														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
資本的収支分		56,018	64,516	69,000	49,322	35,000								
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金	56,018	64,516	69,000	49,322	35,000								
合計		56,018	64,516	69,000	49,322	35,000								

(単位:千円)

休養宿泊事業 (サンダグリーン菊川) 投資・財政計画 (収支計画)

区分	年度	(単位:千円, %)												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収支再差引	(E)+(I)						△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)						△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446	△ 4,446
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(P)													
(N)-(O)	(Q)						4,446	4,446	4,446	4,446	4,446	4,446	4,446	4,446
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)													
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)													
○他会計繰入金														
区分	年度	(単位:千円)												
収益的収支分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
うち基準内繰入金		12,894	4,942	8,773	4,446	4,446								
うち基準外繰入金														
資本的収支分		12,894	4,942	8,773	4,446	4,446								
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合計		12,894	4,942	8,773	4,446	4,446								